

10月1日から

国民健康保険 老人保健 が変わります

70歳未満の人 (国保加入者)

◎高額療養費の自己負担限度額

同じ人が同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は、申請により、高額療養費として支給されます。

自己負担限度額(月額)

	9月30日まで	10月1日から
一般	72,300円 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。 (4回目以降40,200円)	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。 (4回目以降44,400円)
上位所得者	139,800円 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。 (4回目以降77,700円)	150,000円 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。 (4回目以降83,400円)
住民税非課税世帯	35,400円 (4回目以降24,600円)	35,400円 (4回目以降24,600円)

◎人工透析を要する上位所得者の1か月の自己負担限度額

9月30日まで	10月1日から
10,000円	20,000円

70歳以上の人 (国保加入高齢受給者および老人保健医療受給者)

◎一定以上所得者の自己負担割合

9月30日まで	10月1日から
2割	3割

◎高額療養費(高額医療費)の自己負担限度額

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分は、申請により、高額療養費(高額医療費)として支給されます。

自己負担限度額(月額)

	9月30日まで		10月1日から	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
一般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
一定以上所得者	40,200円	72,300円 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。 (4回目以降40,200円)	44,400円	80,100円 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算。 (4回目以降44,400円)
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ		15,000円		15,000円

◎療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担

療養病床に入院する場合、食材料費相当のみを負担していましたが、改正で食費と居住費を負担することになります。所得の低い人は負担が軽減されます。

9月30日まで	10月1日から
食材料費相当を負担 24,000円	1か月の費用の目安 食費 42,000円 居住費 10,000円

※人工呼吸器、中心静脈栄養などを要する患者や脊髄損傷、難病などの患者は、食材料費相当のみの負担となります。

出産育児一時金 (国保加入者)

9月30日まで	10月1日から
1児につき 300,000円	1児につき 350,000円

問合せ
保険年金課
(内線139)